

DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会

番 号	令5・7号	受理月日	令和5年6月15日	付託月日	令和5年6月23日
件 名	本庁舎等工事大幅遅延への対応にあたり、第三者専門家を加えた検証会議・専門部会を構成するよう、区と協議することを求める陳情				
請 願 者					
紹介議員					
<p>陳情趣旨：</p> <p>5月末に突然表面化した本庁舎工事の大幅遅延は、住民自治、参加と協働・交流の拠点として巨額の建設費用（区民の税金）を投じて行われる一大事業に関するものであり、私たちは強い関心をもっています。</p> <p>私たちは、ほぼ20年来の年月のそれぞれのインターバルでそれぞれに、より良い区庁舎にするための市民・住民活動に取り組んできました。</p> <p>その私たちから見て、6月9日に大成建設から区に提出された経緯等報告書は、疑問だらけの内容です。</p> <p>今回のような重大なミスによる長期延伸が起きた場合、当然、見識ある第三者専門家を含めた調査・検証委員会を設置すべきだと思います。区が設置した検証会議・専門部会は、関係者のみが大成建設に「必要に応じて説明」させるというもの、その関係者たるや、今回の事態に至る過程で重大な責任を負うものたちです。これでは、検証が適切、公正に行われる保証はない、と考えます。</p> <p>なお、「第三者専門組織」だという明豊は、何をしてきたのでしょうか。その権限・責任と実行してきたことも、検証対象ではありませんか。</p> <p>世田谷区（「施主」として、計画・計画変更、工事発注と監督・指導）、佐藤総合計画（設計、工事監理）、大成建設（工事請負、施工）、そして東京都（区長からの計画通知書に対する建築確認済証の交付）それぞれの責任・権限と実行してきたことを明確にし、今回表面化した事態へのそれぞれ経緯と原因、対応を徹底究明するべきであり、そうすることによってはじめて、世田谷区としてこの深刻な事態に適切に対応で</p>					

き、様々な困難を打開して、より良い区庁舎建設へと進んでいけるものと私たちは確信しています。

したがって私たちは、「本庁舎等工事大幅遅延への対応にあたり、第三者専門家を加えた検証会議・専門部会を構成するよう、区と協議すること」を陳情いたします。

以上